

非稼働病棟を有する医療機関への対応について

1 昨年度の委員会で決定した非稼働病棟を有する医療機関への対応方針

平成 30 年度第 1 回委員会

- 全ての非稼働医療機関へ書面で、①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病床の今後の運用見通し計画を照会する。
- 委員となっている非稼働病床を有する公的病院（新城市民病院）に、必要に応じて、書面での回答を補足する説明を求める。

平成 30 年度第 2 回委員会

- 「新城市作手診療所」及び「医療法人愛鳳会 荻野医院」について、改めて書面で、非稼働病棟の今後についてどのような取り組みを考えているかを照会する。
- 照会結果を次回の委員会へ報告し、構想区域内の医療機関の今後の対応について検討する。

2 調査の概要

非稼働病棟の現状を把握するため、平成 30 年 10 月に病床機能報告対象の全病院、有床診療所を対象に、県独自調査を実施した。

(1) 調査対象

病床機能報告対象の全病院、有床診療所

9 施設（東三河北部構想区域）

(2) (1)のうち非稼働病棟を有する医療機関数及び病床数

3 施設（公立・公的 2 施設、その他の医療機関 1 施設）

非稼働病棟の定義

平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの過去 1 年間に 1 度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟

3 非稼働病床についての書面照会の結果

別紙のとおり

4 今後の予定（事務局案）

- ・非稼働病棟の解消に向けた取組等について、事務局から書面で照会し、該当医療機関の検討状況等の経過を次回委員会（令和元年度第 2 回）へ報告する。
- ・次回委員会（令和元年度第 2 回）で、報告内容の補足説明等が求められた医療機関には、令和 2 年度第 1 回の地域医療構想推進委員会に書面、又は、委員会への出席により補足説明を求める。

